

- 巻頭言 ..... 1・2
- 口蹄疫の国外発生状況について（牛・豚） ..... 3
- 家畜疾病等に関する情報について（ウェブサイトの紹介） ..... 4
- 県南家畜保冷保管施設が稼働しました ..... 5
- 死亡牛は保冷保管施設へ速やかに搬入願います ..... 6
- 平成29年度組織体制 ..... 7

## 巻頭言

岩手県県南家畜保健衛生所 所長 齋藤 久孝

平成28年度は、4月13、14日に発生した熊本県や大分県の大地震（震度6強、7）や8月30日に本県大船渡市へ上陸した台風10号による岩泉町を中心とした県北沿岸部の甚大な災害など県内外での被災の年でした。また、平成23年3月11日の「東日本大震災津波」から6年余り経過する中、復興住宅でお過ごしの皆様も多数おられるなど、なりわいの復興までは時間を要する状況にあります。この場をお借りして、被災された皆様が一日も早く平穏な日常が回復することを心からお祈りします。

また、今年も、水稻をはじめとする農業の繁忙期を迎えました。農家の皆さまにおかれましては、安全な農作業に従事されるとともに、県産米の新品種「銀河のしずく」や「黄金の風」をはじめ、農産物の実り多い年となりますことをご期待いたします。

さて、畜産を取り巻く農業情勢は、農業資材等の高騰が続くなか、TPPから米国は離脱を表明し、日本へ新たな二国間協議による貿易を進める意向を示すなど、TPPより一層厳しい状況も懸念され、今後の農畜産物動向に注視する必要があります。

国内においては、平成27年度の本県農業産出額は約2,500億円と前年度額を140億円程上回り、うち畜産関係が約6割を占め、本県農業には明るい情勢にあります。

しかしながら、全国的に肉用牛農家の戸数・頭数の減少が著しく、この7年間で30%の戸数と14%の頭数が減少するなど生産基盤の弱体化が進んでいます。当管内も例外なく、27年に子牛上場頭数17位であった県南家畜市場が、28年に子牛上場頭数が19位へ後退するなど肉用牛の生産基盤の再構築は急務となっています。

このような中、国事業や県事業を活用した施設・機械等の整備、「いわて発牛飼  
い女子応援」による担い手づくり、併せて、農業協同組合や県機関が連携したサ  
ポートチームによる肉用牛繁殖農家や酪農の生産性向上対策で牛生産基盤の改善  
に取り組んでいます。

また、国内外で重要な家畜伝染病として、口蹄疫と高病原性インフルエンザ  
(HPAI) があります。28年度は、11月～3月にかけて、全国22道府県で野  
鳥のHPAIウイルスが200事例以上検出され、家畜では、2年ぶりに9道県  
12事例のHPAI発生が確認されました。本県でも、28年11月～29年3月  
にかけて5市1町20事例で野鳥のHPAIが確認され、さらに、29年3月23  
日には管内の一関市に隣接する宮城県栗原市の採卵鶏(約22万羽飼養)でHPAI  
が発生しました。当所は、発生地の防疫措置により半径10km以内の搬出制限区  
域となった一関市内主要道に3カ所の消毒ポイントを設け、関係機関のご支援の  
もと、24日2:00から、4月11日まで、畜産関係者車両を中心に666台の  
消毒を行いました。幸い、管内へのまん延は防止され、発生農場では、4月18  
日0:00に移動制限区域が解除となり、一連の防疫措置は終了しました。

今後とも、当所は、近隣諸国で続発している口蹄疫とともにHPAIの緊急防疫  
体制の整備・強化を継続しますので、皆様の御協力をお願いいたします。

最後に当所の業務を紹介しますと、第一に、家畜伝染性疾病の発生予防やまん  
延防止、第二に、家畜の生産性向上対策、第三に、消費者へ提供する安全な畜産  
物の生産支援の三本柱が中心となっています。主に、安定した畜産経営の展開を  
支援し、消費者へ安全な畜産物を安定供給することによって、畜産農家の収益向  
上に寄与することを目指します。

また、家畜伝染性疾病の侵入防止には、「自衛防疫」が大切です。日頃から、家  
畜の飼養者自らが家畜の健康状態を観察し、飼養衛生管理基準を遵守しながら、  
消毒や衛生対策を講じることで、農場への病原体の侵入を防止することになりま  
す。もちろん、当所が先頭に立って支援してまいります。更に、地域の「自衛  
防疫」強化に向けて、市町村、関係機関・団体等との連携は不可欠であり、今後  
とも、皆様の御理解・御協力をお願いいたします。



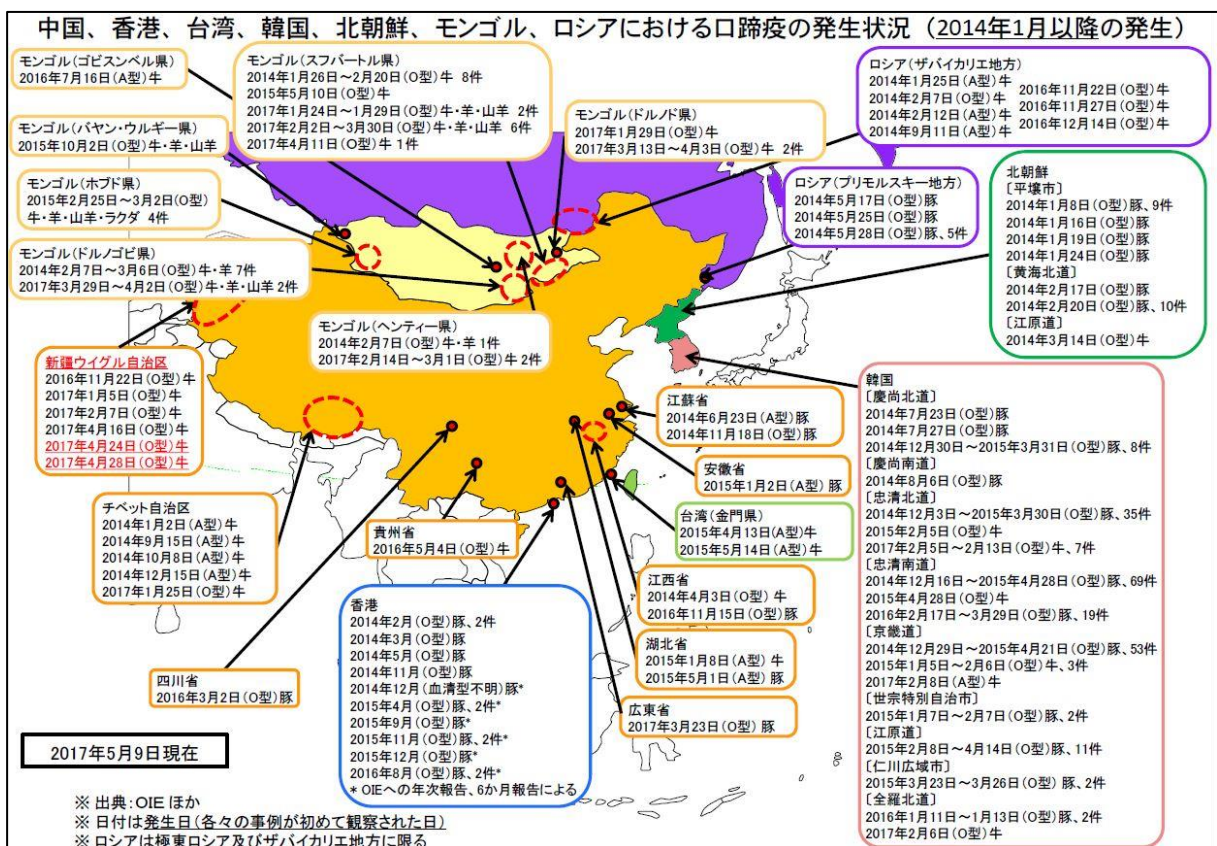
# 口蹄疫の国外発生状況について（牛・豚）

中小家畜課

平成 22 年 4 月 20 日、我が国で約 10 年ぶりとなる口蹄疫が宮崎県で発生し、7 年が過ぎました。

その後、国内発生はありませんが、引き続き、韓国、北朝鮮、ロシア、中国等のアジア周辺諸国では、引き続き口蹄疫が発生しており、国内への侵入リスクは依然として高い状況です。（下の地図のとおり。）

これらの国では、予防的にワクチンを接種し、発生時には、淘汰、隔離、移動制限、緊急ワクチン接種、サーベイランス等の措置を講じていますが、その後も散発的に発生が認められています。



(農林水産省ウェブサイトより)

## 【畜産農家の皆様へ】

改めて、本病の侵入防止対策として以下の徹底をお願いします。

- ・農場入場時の、靴や物品の消毒
- ・極力人や車を農場衛生管理区域に入れない、また入れる場合には、必ず消毒する。
- ・発生国からの来場者や発生国から輸入された物を農場に近づけない。
- ・口蹄疫発生国の旅行は控える。
- ・口蹄疫を蔓延防止のため、早期発見が重要です。毎日、必ず家畜を観察し、異常を確認したら、速やかに獣医師や家畜保健衛生所に連絡してください。

# 家畜疾病等に関する情報について（ウェブサイトの紹介）

中小家畜課

各国の家畜疾病の発生情報については、OIE（国際獣疫事務局）情報、各国当局の公表情報、報道情報等を取りまとめ、適時、国から当県へ情報提供がなされています。

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等、緊急性の高い疾病の発生時には、状況に応じて当所から関係者の皆様へ、情報提供させていただいていますが、国から提供された情報の一部については、必要に応じて農林水産省のウェブサイトで公表されています。大切な家畜を病気から守るため、情報収集は重要です。

○家畜の病気を防ぐために  
（家畜衛生及び家畜の感染症について）  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html)

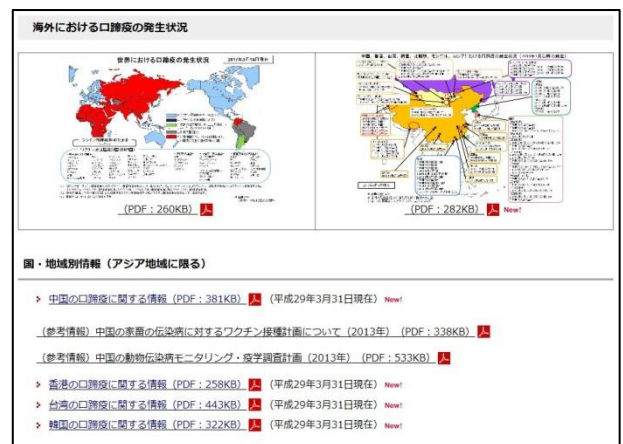
- 各疾病情報
- ・口蹄疫
  - ・鳥インフルエンザ
  - ・牛海綿状脳症（BSE）
  - ・アフリカ豚コレラ
  - ・豚コレラ
  - ・小反芻獣疫
  - ・狂犬病
  - ・豚流行性下痢（PED）等

○日本の近隣諸国・地域のリスクプロファイル  
（発生状況、管理措置等の関連情報）  
疾病：口蹄疫、鳥インフルエンザ  
国・地域：中国、香港、台湾、韓国

## 【農林水産省ウェブサイト】



## ▲ 家畜の病気を防ぐために



## ▲ 口蹄疫に関する情報

# 県南家畜保冷保管施設が稼働しました

大家畜課

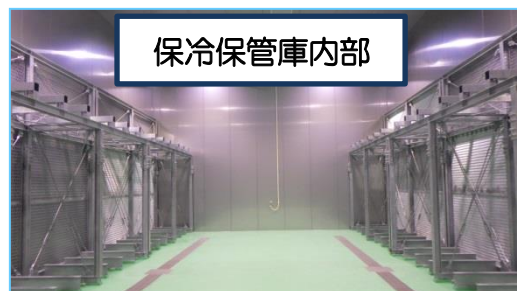
平成 29 年 4 月 19 日から、県南家畜保冷保管施設が本稼働し、一般飼養者からの死亡牛の受入れを開始しました。

本施設では、「死亡牛の一時保管」及び「48 か月齢以上の死亡牛を対象とした BSE 検査のための材料の採取」を行います。



## 1 施設の概要

- ・ 名称：県南家畜保冷保管施設  
(県 BSE 検査施設・地域保管施設)
- ・ 所在地：胆沢郡金ヶ崎町西根和光 87 番 2
- ・ 連絡先：TEL 0197-47-6231  
FAX 0197-47-6232
- ・ 受付時間：午前 9 時～午後 4 時
- ・ 定休日：11 月～3 月の間の毎週日曜日  
及び 12 月 29 日～1 月 3 日
- ・ 施設利用者：次の市町で牛を飼っている方  
大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、  
釜石市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町



## 2 利用の手続き

### (1) 準備

- 死亡牛から鼻環・頭絡を外すこと。
- 運搬時は体液が漏れないよう、牛をシート等で覆うこと。
- 以下の書類を準備すること。
  - ・ 施設利用のための「申請書」
  - ・ 産業廃棄物処理管理票（マニフェスト）
  - ・ 死亡牛処理整理票（48 か月齢以上）
  - ・ 獣医師の診断書



- (2) 電話連絡：死亡牛を搬入する前に、必ず管理者に連絡してください。
- (3) 受付：死亡牛の搬入時には、書類を添えて、受付してください。
- (4) 施設利用：管理者の指示に従ってください。利用後は、荷さばき室内で車両の消毒を行ってください。

# 死亡牛は保冷保管施設へ速やかに搬入願います

大家畜課

BSE 対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）に基づき、48 か月齢以上の死亡牛は、牛海綿状脳症（BSE）検査の受検が義務付けられています。

例年、気温が高い時期に死亡した牛は、腐敗の進行が速く、採材時に BSE 検査材料となる脳が融解していることがあります。脳が融解した場合、BSE 検査に支障をきたす場合があります。

また、腐敗が進んだ死亡牛を保冷保管施設で保管した場合、悪臭の原因となり、周辺の方々に迷惑がかかります。

牛が死亡した場合は、直ちに**獣医師の検案を受けた後、速やかに保冷保管施設に搬入**しましょう。

## 死亡牛を検案した獣医師の皆様へのお願い

48 か月齢以上の牛が死亡した場合、家畜保健衛生所への届出が義務づけられています。死亡牛を検案した獣医師（獣医師が検案していない場合は所有者）は、『死亡牛届出書』の速やかな提出をお願いします。FAX による届出書の提出の他、口頭や電子申請\*による届出も可能です。

※岩手県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) にある「各種手続き→電子申請→死亡牛届出」から届出できます。

届出者		住所	
		( )	
		氏名	
<b>死亡牛届出書</b>			
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年 6 月 14 日法律第 70）			
第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届出します。			
死亡牛の所有者	住所:	(電話番号: )	
	氏名:		
死亡(発見)日時	平成	年	月 日 時頃
個体識別耳標番号			
死品種	乳用	ホルスタイン・ジャージー・他( )	
	肉用	黒毛和種・短角種・他( )	
死亡牛	生 年 月 日 (不明の時は推定年齢)	昭和・平成 年 月 日生 (推定 歳)	性別
	死亡(発見)時の状態		
	死亡までの経過		
獣医師の診察の有無	無・有 (氏名 )		
死亡牛の処分方法	( )		



## 平成 29 年度 県南家畜保健衛生所組織体制

所 長 齋 藤 久 孝  
 次長兼中小家畜課長 本 川 正 人  
 大 家 畜 課 長 小 根 口 徹

	担当	役職	氏名	主な業務
大家畜課	大家畜衛生	上席獣医師（総括） 主査獣医師 主任獣医師 獣医師	藤 原 洋 古 川 岳 大 門 田 君 江 竹 下 愛 子	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛白血病対策</li> <li>農場 HACCP 指導</li> <li>飼養衛生管理基準の指導及び定期報告</li> <li>動物薬事、獣医事に関する指導</li> </ul>
	大家畜防疫	上席獣医師（総括） 主査獣医師 主任獣医師 獣医師	千 葉 恒 樹 澤 田 徳 子 鈴 木 千 尋 世 良 田 研	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛、馬における伝染性疾患の発生予防及びまん延防止</li> <li>牛コヨーネ病発生農場の清浄化対策</li> </ul>
	病性鑑定	上席獣医師（総括） 主査獣医師 主任獣医師	佐々木 幸 治 小笠原 房 恵 佐 藤 裕 夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜伝染病診断に係る精密検査</li> <li>家畜疾病診断技術の普及、啓発</li> <li>死亡牛の BSE 検査</li> </ul>
中小家畜課	中家畜	上席獣医師（総括） 主任（庶務） 獣医師	平 間 ち が 伊 藤 美 江 茂 木 美 和	<ul style="list-style-type: none"> <li>豚、羊、山羊における伝染性疾患の発生予防及びまん延防止</li> <li>豚の生産性向上対策</li> <li>家畜用飼料の安全使用に関する指導</li> </ul>
	小家畜	主査獣医師（総括） 獣医師	金 子 和 華 子 市 村 鋭	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶏、蜜蜂における伝染性疾患の発生予防及びまん延防止</li> <li>鶏の生産性向上対策</li> </ul>

下線：平成 29 年度転入職員

## 平成 29 年度 県南家畜衛生推進協議会

事務局長 安 倍 副  
事務局員 小 澤 真利子

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1  
 岩手県県南家畜保健衛生所 TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593  
 岩手県南家畜衛生推進協議会 TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988